

元禄九年版『新撰万葉集』の文字意識

— 寛文七年版との比較を通して —

乾 善 彦

はじめに

元禄九年版新撰万葉集は、寛文七年版新撰万葉集をもとに契沖が校訂し頭注を加えて板行したものである。契沖の生前の板行でもあり、契沖自身がこの板行に深く関与していたことは疑いあるまい。

前稿（契沖と新撰万葉集）『帝塚山学院大学研究論集』二二・昭和六二年（二月）は、和歌の部分を取り上げ両者の本文や訓の相違を検討し、そこに契沖の板行意図をうかがったものである。

その時には、元禄版の文字使用について、契沖との関係も含め問題として残しておいた。元禄版の頭注が契沖の筆跡と思われることや、「句」の文字が契沖の言説に一致することから、そこに契沖の全面的な関与が伺われるのであるが、漢字の字体についてはさらに違った角度から考察が必要だと考えたからである。

そこで本稿では、その手始めとして寛文版との比較を通して元禄版の文字意識について考察することにする。¹⁾元禄版が寛文版をもとにしており、しかもそれ以外の写本類はほとんど参照されていないことは、元禄版に付された契沖の序文などによってあきらかである。

る。にもかかわらず、そこに用いられている漢字の字体は大きく異なっている。もちろん、本文の校訂などの問題もあるが、同字と見られる文字の字体の相違はそのまま両者の文字意識に繋るものと考えられる。従って、両者の文字を比較することは、そのまま両者の文字意識の違いを鮮明にすることになると考えられる。同時にそれは、元禄版の性格にも関わって考えると考えられるのである。

もとよりこれは、『新撰万葉集』の本文に直接関与するものではなく、従って『新撰万葉集』自体の問題ではない。むしろ寛文から元禄にかけての文字意識のある一面を問題とすることになる。文字論としての字体認識の問題を考える一つの方法を模索しようとするたくらみを持つ。しかし、そこから元禄版『新撰万葉集』の文字意識が契沖の板行意図と結び付くところのあることを確認したいと思う。

—

寛文版をもとに元禄版が成立したとして、両者間の文字の改変はすべて広い意味での校訂と言えよう。ただ、それらの文字が同字と

考えられるかいなかが、例えば校異を出す場合の判断の基準となり校訂が加えられているかいないかの判断の分かれめとなる。しかしながら、その判断の基準は、なかなかはっきり設けられないのが実状である。寛文版における文字認識と本文理解、元禄版における文字認識と本文理解、そしてわれわれの文字認識と本文理解とがそれぞれ異なっているところに大きな原因がある。

元禄版の頭注には、そういった本文に対する疑いもあげられている。例えば、「速字未詳匣欵」(6詩)、「佗當改作佗」(226詩)などである。しかし、はつきりと校訂を加えている個所もある。例えば、

61詩 思(寛)——恩(元)

は、諸写本「恩」とあり、それによるべき所である。また、

148詩 眼(寛)——服(元)

は、諸本「眼」であるが、意味の上からは「服」とありたい所。元禄版の校訂の例といえよう。これらは字の形が近似しているとはいえず、意味的に全く異なっており、別字と識別できる点で問題はない。ところが、

縁(寛)——緑(元) 94、128歌

となると事情が異なる。寛文版には緑の文字も使用されており、元禄版の校訂と考えられるが、二例あること、集中には縁の字が用いられていないことから、寛文版の縁がはたして縁なのかそれとも緑の一異形として用いられているのかは厳密には判断できないことになる。また、

堀(寛)——掘(元) 4歌、275詩など

徙、從、徒(寛)——徙(元) 4歌詩など

などは、校訂と見るべきか通用字と見るべきか、判断が難しい。ある程度周辺の文字の使用状況を吟味した上で、最終的にはわれわれの文字意識も交えて決定するほかはない。

本稿では、一応、偏や旁などの構成要素が異なり、そのことによつて他の文字との弁別に関わる場合を別字と認め、そのような文字の異同がある場合を校訂によると認める。そして、同字間の字体字形の異同と区別しておく(後述)。

例えば、寛文版に二個所見える「弦」(54詩、181詩)を、元禄版では「弦」(54詩)と「絃」(181詩)とに作る。『千禄字書』には「弦絃上弓弦、下琴絃」³⁾とあり、漢詩の用例はこれに一致する。よつて、「絃」は「弦」に通用する字体の違いではなく、元禄版における別字による積極的な校訂と見る。これに対して、

鼓(寛)——鼓(元) 50詩、198歌など

における皮と支とは、本来意味的にも異なる構成要素であるが、『千禄字書』の「鼓鼓上俗、下正」⁴⁾を参看すれば同字異形とみなすことができる。

程、程(寛)——程(元) 105詩、158歌など

も、『千禄字書』の「秘秘上俗、下正」⁵⁾、『字彙』の「秘上俗作秘」⁶⁾などにより、これに準じて考えることができよう。

ただし、このように規定した所で、なおいくつか問題は残る。

一つは、木偏と手偏の区別、二水と三水の区別といった、書体に

起因する異形の問題である。木偏と手偏とは、例えば『干禄字書』に「楷楷へ上楷洗、苦皆反、下楷、苦駁反▽」「校校へ上比校、下校尉▽」などのように区別される、異なった構成要素であるが、実際の書記の場では混用されるのが常であり、「枉枉へ上俗、下正▽」(『干禄字書』)などと異体の関係でとらえられることもある。二水と三水も同様であり、「冷冷へ上力鼎反、下力丁反▽」(『干禄字書』)、「別作冷非」(『字彙』冷の項)などと区別されるのが本来であるが、実際は『干禄字書』に「凍凍へ上俗、下正▽」「況況へ上俗、下正▽」とあるように、厳密に別字とは認めていない。本集においても、

抗(寛)——枕(元) 196詩

摘(寛)——摘(元) 266詩

涼(寛)——涼(元) 23詩、63歌など

冷(寛)——冷(元) 89詩

などは、同字異形として処理することができる。

もう一つは、いわゆる省文と考えられる場合である。

寛文版24詩に「碧羅」という語があり、諸本異同はない。元禄版では本文は踏襲するが頭注に「羅疑羅乎」と記す。慎重な態度と言えるが、一方では、130詩の「泛艶」に頭注として「艶當作灑」としながら、163詩、262詩では寛文版に「泛艶」とあるのを「泛灑」に改めている。また、65詩、115詩に寛文版「相像」とあるのを元禄版では何もことわずに「想像」に改めている。「想像」は寛文版でも9詩、123詩などがあり、元禄版はそれらと統一のとらえたものと

思われる。同様の例は、寛文版「良」に対する元禄版「郎」(174詩「崑郎」、223詩「郎君」など)にも見える。逆に元禄版に見える省文としては、110詩の「殷勤」(寛文版「感勸」、72詩など両者「感勸」)などがある。

省文という場合、例えば號に対する号のように字義に支障がないものは別として、これらの文字は、本来異なった文字の形になりながらも用字の意識としては同字と認めるといふ二重の性格が付与されることになる。これから考察をすすめる同字異形、特に字体に関する問題を扱う場合には、ひとまず別しておく必要がある。

以上の問題を確認した上で、次に「字体」について考えることにする。

二

寛文版の字体を元禄版のそれと比べた時、どちらも一字種について複数の字形を採用することがある。一方では同じ文字が使用されているところに、もう一方では異なった形の文字が使用されている場合、文意に変化をきたさない限りにおいて、つまり文字の形だけの違いである限りにおいて、それらは異体の関係にあるといえよう。ただし、その中には、いわゆる字体の問題なのかそれともいわゆる字形の問題なのか、区別しがたいものが含まれる。そこで、「字体」についても規定しておく必要がある。⁽⁵⁾

本稿では、基本的な文字の構成にかかわる場合を字体の問題ととらえ、そうでない場合、つまり基本的な文字の構成は変わらないが書

き方（筆順やハネ、トメなど）にかかわる場合を字形の問題ととらえることにする。（いわゆる書体の問題もここに含まれる。）

例えば、萬に対する万、爾に対する余などは構成要素が根本的に異なっており、また、秋に対する爍、群に対する羣などは構成要素の組立が異なっている。さらに奇に対する奇、靜に対する靜などは構成要素の一部が異なる。これらは全て、形は異なるが、その相違は別字と干渉しあうものではない。形は異なるが音と義は変らなない。このような場合を字体の問題とする。これとは異なり、例えば、寛文版では糸偏には、

①糸 ②糸 ③糸

のような三つの形がみえる。①と②とは末三画の筆順に帰すことができ、②と③とは三画目のハネとトメに帰すことができる。基本的な文字の構成には関わりませんと言えよう。また、先にあげた木偏と手偏、二水と三水などは、行書や草書では区別しにくいような形になる場合があり、そこに端を発した異形である。これは本来は書体にかかわる。これらを字形の問題と考える。⁽⁶⁾

異体文字の基本資料の一つである『干禄字書』には、このような字形にかかわるものも多く含まれる。例えば、

蒙蒙 八上通、下正 下正

徒徒 八上通、下正 下正

介介 八上通、下正 下正

などがそうである。これらは厳密には異体と呼ぶべきでない。しかし、参照すべき資料としてあげられてある以上、考察の対象とする

ことができる。ただ、今回は対象からは除外しておく。文字の用例数が多くなると中間的な形も見え、厳密に区別しがたくなること、本論の目的が字体意識にあり、これらを除外しても、結論には支障をきたさないと判断したからである。ただ、字形の面から見れば、元禄版は寛文版より字形は統一されている傾向にあり、むしろ、本論の結論からは都合のよい面もある。

三

以上のようにして、校訂の問題や字形、書体の問題を取捨した上で寛文版と元禄版の字体を比較しようとした時、寛文版を基準として次のようなグループに分けることができる。

A、寛文版では一字体だけを用いる。

a. 元禄版でも一字体だけを用いる。

ア、寛文版と元禄版の字体が一致する。

イ、寛文版と元禄版の字体が一致しない。

b. 元禄版では複数の字体を用いる。

ア、そのうちの一つは寛文版に一致する。

イ、そのうちどれも寛文版に一致しない。

B、寛文版では複数の字体を用いる。

a. 元禄版では一字体だけを用いる。

ア、寛文版のうち一つは元禄版に一致する。

イ、寛文版のどれも元禄版には一致しない。

b. 元禄版でも複数の字体を用いる。

ア、両者が全て一致する。

イ、両者のうちいくつかが一致する。

ウ、両者は全く一致しない。

⑦

⑧

⑨

この中で、①は当然のことながら最も多数をしめる(約六十三パーセント)。元禄版の使用文字は基本的には寛文版を踏襲していると言えよう(もともと時代を通じて変化しない字体も多く、この程度的一致はどの文献をとりあげても同じかも知れない。再考の機会を持ちたい)。

②以下は両者の基本的な字体意識の違いを表わしていると言えよう。(②約十六パーセント、③約五パーセント、④約一パーセント、⑤約八パーセント、⑥約三パーセント、⑦⑧⑨約四パーセント) これらを『干禄字書』や『字彙』に照らしあわせてみる。

『干禄字書』は我が国には早くから伝わり字体の規範の一つとされてきたが、板行は江戸時代中期を待たねばならず、元禄版の筆者が直接これを参考にしたことは考えにくい。ただし、伝統的な字体意識として、間接的にこの基準に添っていることは考えうる。

『字彙』は江戸時代の初めから最もよく利用された辞書の一つであり、慶安年間にすでに板行されており、また寛文版もいく種類がある。中根元圭『異体字弁』(元禄五年頃刊)がこの影響を強く受けていること、杉本つとむ氏が指摘しておられる⁽⁸⁾、素軒松菊『真字百人一首』(元禄八年刊)にもこれの引用が見え、漢字の用法に関して広く参考にされていたことが伺われる。元禄版の筆者が直接これを参照したことは十分考えられよう。

元禄版の文字には見慣れない文字が多々使用されていること、それらのなかに古体の文字が多いことは、すでに築島裕氏によって指摘されている⁽¹⁰⁾。それが特徴的に見られるのは、③のグループである。之、不、幸、春、前、明の五字は『字彙』の「遵時」の中に見える字体に一致する⁽¹¹⁾。

「遵時」は「近世事繁シテ 字趨ニル便捷ニ 徒ニ拘レハ千古ニ 恐クハ戻ニル 於今ニ 又以ニテ 今時所ノ尚フ者ヲ 酌テ 而用之ヲ」と説明される一群であり、この項に見える古体の文字は、「從古⁽¹²⁾」や「古今通用⁽¹³⁾」に見える古体とは異なる特異な字体である。しかも元禄版の中でもそれらは多数の用例中の一例、もしくは数例(之、春、前、幸、明は全用例中一例づつ、不は二例のみ)である。これは他の古体の文字の使用状況とは異なる点であり、このあたりには元禄版の文字の中において古体の文字を含ませようとする意図が見て取れる。これに類するものとして「却」があげられる。『字彙』の注文の中に「卻ハ古ノ却ノ字」とあり、2詩に一例(十三例中)「卻」が見える。

これら以外では、『字彙』の「古今通用」の項に古とするものが、寛文版と一致する今の字体と併用されている。

野(寛)——野、埜(元)↗埜(古)↘野(今)↘
光(寛)——光、光(元)↗光(古)↘光(今)↘
去(寛)——去、去(元)↗去(古)↘去(今)↘

などである。また、『字彙』の注文ではただ同字とだけ記すものも「居」に対する「厶」、「保」に対する「保」などがある。これらは

先に掲げた六字よりは多用されているが、当時の字体意識を考える場合には、当時の文献から考えても寛文版と一致する字体の方が多用されており、やはり特別な意識があると言えよう。

もちろんそれらで全てが覆えるわけではない。例えば、「群」に對する「羣」は「字彙」の「從古」の中で俗とされるものであり他に「陣陣(元禄版)、陣(寛文版)」「干禄字書」章の項による)がある。また「花」の「蒼」も「異体字弁」や「倭楷正訛」などの記述から俗字と認められる。これも同時代の資料にはときたま見える。しかし、それら俗と注されるものは、③の中では例外であり、むしろ②や⑤のグループの中に特徴的に見出される傾向である。

四

②と⑤のグループは、例数も多く、寛文版と元禄版との基本的な字体意識の違いを表わしているグループであると見えよう。

このグループの字体を「干禄字書」「字彙」に照らして見ると、その大部分が、

寛文版——「干禄字書」では正に對する俗、通と注記される、
 「字彙」では俗(從古、本文)あるいは今(古今通用)と注記される字体。

元禄版——「干禄字書」では正、あるいは俗に對して通と注記される、「字彙」では正体としての見出し字(本文)あるいは古(從古、古今通用)と注記される字体。

と考えられる。(⑤では元禄版に一致しない字体と一致する字体との対立を考える。) 例えば、

灰(寛)——灰(元) 8、107詩

「干禄字書」 灰△上俗、下正▽

「字彙」 灰△俗作仄▽ (從古)

走(寛)——走(元) 26詩

「干禄字書」 走△上中通、下正▽

「字彙」 走△古▽走△今▽ (古今通用)

などは、両書にその記述が見える例である。

富(寛)——富(元) 8詩、240歌など

「干禄字書」 富△上俗、下正▽

争(寛)——争(元) 53、112詩など

「干禄字書」 争△上通、下正▽

断(寛)——断(元) 121歌、182詩など

「干禄字書」 断△断△上俗、中通、下正▽

船(寛)——船(元) 59歌

「字彙」 船△俗船字▽ (本文)

兒(寛)——兒(元) 18詩

「字彙」 兒△俗作兒▽ (從古)

異(寛)——異(元) 35歌、114詩など

「字彙」 異△古▽異△今▽ (古今通用)

などは、どちらか一方の記述に從う例である。

汙(寛)——泥(元) 92詩など

『干祿字書』 尻尼ハ上俗、下正

教(寛)——教(元) 60詩

『字彙』 孝ハ古、孝ハ今(古今通用)

などは、部首の異なる字に対する記述を援用する例である。

さらに、日本側の資料によって、このような傾向を補強できる。

日本側の資料としては、先にあげた『異体字弁』の他に、時代は下

るが、新井白石『同文通考』(正徳年間成立)と太宰春臺『倭楷正

訛』(延享四年成立)とが参照される。⁽¹⁴⁾これらは、我国で広く用い

られている文字を、正字という規範意識に照らして考察したもので

あり、当時の文字使用や規範意識を知る上で重要な著作である。も

しろん、『干祿字書』や『字彙』の記載に重なる点はあるが、

竜(寛)——龍(元) 65歌、164詩など

『同文通考』

竜ハタツ、借作ニ龍字ニ。○竜、音龍、起也、凡從レ龍ニ

字如ニ籠襲瀧隴等ノ皆從レ竜ニ非ナリ(借用)

『倭楷正訛』

竜ハ龍 同音借用(省文)

須(須)——須(元) 49、69歌、49、82詩など

『同文通考』

須ハスベカラクス、俗須字。○須ハ音誨、滌、面也(誤用)

『倭楷正訛』

須ハ須 本音呼對切(省文)

壺(寛)——壺(元) 89詩

『同文通考』

壺ハツボ、壺也(諺字)

魚(寛)——魚(元) 28詩

漁、漁(寛)——漁(元) 28、133詩

『同文通考』

魚ハウヲ、魚也、凡從レ魚字、魚並非(省文)

歎、歎(寛)——歎(元) 103歌、103、116詩など

『倭楷正訛』

漢 漢ハ右直画連第二横画(本文)

など、正体に対する通用体(『同文通考』)における誤用、借用、諺

字、省文、⁽¹⁵⁾『倭楷正訛』における訛字、省文⁽¹⁶⁾は、そのまま寛文版

と元祿版との字体の相違に対応している。つまり、寛文版の文字意

識は当時の通用に従ったものであり(中に正字を含むことも当然あ

る)、元祿版の文字使用は正字という規範意識に則ったものと言え

よう。

⑤では、寛文版において正体と通体俗体、あるいは古体と今体を

交えるところを、元祿版では一方に、ほとんどが正体古体に、統一

しているといえる。これも両者の基本的な文字意識に合致する。⑥

のグループも、その線上で捉えることができる。

葉、葉(寛)——葉(元) 64、97詩など

『字彙』 葉ハ同(葉) 上俗字(本文)

『同文通考』

○葉ハスイ、莖也、莖俗蕊字、葉葉葉並同(省文)

蘆、声(寛)——蘆(元) 51、77詩など

『字彙』 芦(注文略)俗以芦為蘆誤(本文)

蘆(俗作蘆) (從古)

『倭楷正訛』

芦(蘆) 本音候古切、同芋、地黄也(省文)

これらも、字体の改変という観点からは、俗体通体から正体への改変と捉えられる。やはり、これらからも元禄版の正字に対する指向が伺えよう。

もちろん、例外もある。

章(寛)——章(元) 26詩

『干禄字書』 章(元) 上通、下正

回(寛)——回(元) 56詩など

『干禄字書』 回(元) 上俗、下正

『倭楷正訛』 回(元) 上俗又作回

これらは、正体があるにもかかわらず通体俗体に従っている。また④のグループ、

惣(寛)——惣、摠(元) 19歌、34、100詩など

『干禄字書』

聡聰(元) 上中通、下正、諸從(念者並同、他皆倣)此

『同文通考』

惣(元) 上俗、下正、諸從(念者並同、他皆倣)此

曉(寛)——曉、曉(元) 24、43詩

『字彙』 堯(俗作堯) (從古)

などは、字体の改変からすると、俗から正へと並行して俗から俗へという方向も見える。従って、今まで見てきた両者の字体意識は、あくまで傾向であって厳密な統一意識といったものではない。しかし、これらの例外は、全体からすれば少数であり、以上の傾向は両者の性格として認めることができよう。

⑦⑧では、両者とも複数の字体を用いる場合、それぞれが対応して用いられるかどうか、問題となる。例えば、萬と万とは両者とも二字体が用いられているが、万は両者とも47詩にのみ用いられ、他には萬が用いられている。つまり、萬と万とははっきり区別されていると言える。号に対する號(號(寛)と號(元))との違いはあるが、247詩にのみ號が用いられ、他は両者とも号を用いる。また、解と解(『干禄字書』解(元) 上俗、中下正)、『字彙』解(元) 上俗、中下正)も、偏も旁もそれぞれ少異があるものの、旁を羊とするのは182詩のみである。これらは、ある部分では区別される所があったと考えられる。似の旁(以と目)にも同様のことが言える。

厳密ではないが、禮と礼、雁と鴈にも同様の対応が見られる。これらは、多少出入があることから、字体の差と考えられていたと解されるが、ある程度寛文版の字体を踏襲するところに、原本に忠実であろうとした元禄版筆者の態度が伺われる。それは、寛文版の国(119、164歌)、声(37歌、5詩など)、昔(92詩)、与(5詩)、楽(2詩)、欵(26歌など)、迂(16詩など)などの、いわゆる略体字を元禄版で正字に改めるのとは、異なった態度であると言えよう。⁽¹⁸⁾しかし、⑦⑧にも、先に述べた全体的な傾向に合致する例も見

える。

深、深(寛)——深、深(元) 24、96歌、1、3詩など

『字彙』 深ハ古ハ深ハ今、又作深ハ(古今通用)

留、留(寛)——留、留(元) 2、7歌、5、12詩など

『字彙』 留ハ古ハ留ハ今ハ(古今通用)

『異体字弁』 留ハ本留ハ

『同文通考』 留ハリウハ留也、留 同上ニ(省文)

これらからはやはり、寛文版の俗・通・今に対する元禄版の正・古といった意識が読み取れよう。

五

以上見てきたことをまとめると、元禄版の文字意識について次のようなことが言えよう。

全体的に見ると、寛文版が、当時通用していたであろう俗字、略体字を多く用いるのに対して、元禄版は、おそらく筆者の規範意識に基いて正字を多く用いる。その規範とは、おおむね『干禄字書』の正、『字彙』でいえば、「従レ古」や「古今通用」における古にあたる。これらは、当時の規範意識に沿ったものであろう。同時に、当時ある程度通用していたものと思われる。

さらに、この意識に従って、寛文版で複数の字体が用いられる場合には、元禄版では正字、あるいは古字に統一しようとする傾向がある。逆に元禄版で複数の字体が用いられる場合は、規範的な正字の他に、特異な古字、『字彙』の「遵時」に見えるような古体の文

字が使用される。ただしそれは少数に限られる。

これらの特徴が、あくまでも傾向であり、全体を覆うものではないことは、前節に見たように、ある程度寛文版を踏襲する面のあることと合せて考えるべきであろう。元禄版筆者の原本に忠実であろうとする意識が伺われる。それは、疑問の個所を頭注に指摘するに留める態度とも合致しよう。

ところで、元禄版の特殊な文字使いと契沖との関係について、築島裕氏は、契沖筆の日本霊異記注に「巫」の文字の見えることを指摘し、その関係を示唆しておられる。⁽¹⁹⁾この中には、寛文版になく元禄版に見える文字として、他にも「報、石、忝、怙、樹」などを指摘することができる。また、筆跡にも両者共通する点が見える。やはり、文字使いにも契沖が関与していたことは否めない。

とすると、なぜこのような改変がなされたのか、その意図について問われる必要がある。原本に忠実であろうという態度は、歌の読みだけでなく文字使用においても、やはり見られる。⁽²⁰⁾にもかかわらず、これほど大がかりな文字の改変がなされていることは、単に契沖の文字使いの慣用に従っただけとは、とても言うことができな。意図的な改変と考えるべきでない。

ひとつには、確かに契沖の漢字に対する規範意識と言ったものがある。代匠記に見える漢籍引用や本集の漢詩の読みに、彼の並々ならぬ漢籍に対する造詣の深さが知られる。漢字を専用する本集にあっては、その規範が適用されたとして何の不思議もない。

ただ、その背景に、彼にとって本集は古典として重要な意味を持

っていたことを見のがしてはならないだろう。前稿でみた、文字に忠実な歌の読みと仮名遣いの統一との同一線上に、今まで見てきた文字の改変を捉えることができよう。特に特殊な古体の文字を含むことは、古典としての正当性を示そうとする意図の表われと解することができよう。こう考えた時、契沖自身による校訂本『新撰万葉集』板行の意義が、重いものとして認められてくるのである。

〔注〕

(1) 以下本稿では、寛文版には寛文七年武村市兵衛版を、元禄版には元禄九年武村市兵衛他二書肆版を用いる。これらの書誌ならびに関係については、前稿、ならびに次の論を参照。

築島裕『契沖全集第十五巻』解説(岩波書店、昭和五〇年十二月)、浅見徹『新撰万葉集の伝本に関して』(国語国文四六—五、昭和五二年五月)、『新撰万葉集の伝本に関して(続)』(論集日本文学日本語二)角川書店、昭和五二年二月)、『新撰万葉集』(京都大学国語国文資料叢書)解説(臨川書店、昭和五四年四月)

(2) 他に「麻は鹿の字をあやまれるなるへし」(153歌)、『垣疑埋誤作歌』(209詩)など、合せて十例ほどの疑問文字に対する注記がある。

(3) さらに、線(寛)——線(元)の異同がある(208詩)。これは明らかに誤写と認められた上の校訂と考えられる。

(4) 他に、初、初(寛)——初(元) (25、120歌、8、63詩など)

のように、示偏と衣偏との混用も見えるが、これも寛文版前半部(六丁まで)の筆癖と考えられる。

(5) 字体、字形、書体などの定義については、次の議論が参考になる。本稿の議論もこれらに沿ったものであり、大きく異なるものではないと考える。

杉本つとむ『異体字とは何か』(桜楓社、昭和五三年二月) 石塚晴通『図書寮日本書紀 研究篇』(汲古書院、昭和五九年二月)

(6) 前田富祺『国語文字史の可能性』(甲南国文36号、昭和六三年三月)

(7) 一字形に関する例には次のようなものがある。

一(しんにょう)、ネー衣(衣偏)、ネー示(示偏)など
寛文版では上巻の六丁と七丁との間で字形の異なる例が多く見られる。ただし、似た点もあり、版下筆者の違いかどうかはわからない。

(8) 『干禄字書』の我が国での版行については、杉本つとむ『漢字入門』(早稲田大学出版部、昭和五二年三月)、『異体字資料集成』別刊一解説(雄山閣、昭和五〇年八月)を参照。本稿では『漢字入門』所収の官板和泉屋本を用い、『和刻本辞書字典集成』所収の井上版を参照した。

『字彙』の我が国での版行については、長澤規矩也『和刻本辞書字典集成』三解題(汲古書院、昭和五五年二月)、杉本つとむ『異体字資料集成』一〇解説(雄山閣、昭和五〇年六月)を参照。本稿では『和刻本辞書字典集成』所収の寛文十一年版を用いた。

(9) 杉本つとむ『異体字弁の研究並びに索引』(文化書房博文社、昭和四七年二月)一八八—一九〇頁

(10) 『契沖全集』第十五卷解説六六三頁

(11) 坐(之)、不(不)、卒(幸)、昏(暮)、弄(前)、明(明)

(12) 首卷に「古人六書各有レ取レ義通伝ニ於後ニ漸失ニ其真ニ故於ニ古字ニ当レ從者紀而闡レ之」と注記される。

(13) 首卷に「博雅之士好レ古、功名之士趨レ時、字可ニ通用ニ各随ニ其便ニ」と注記される。この二類の古は、「遵時」の古が一般に用いられないのと異なり、広く通用する字体ということになる。

(14) 『国語学大系』第五卷、『異体字資料集成』第二卷、第四卷参照。『倭楷正訛』については、さらに、

山田忠雄『当用漢字の新字体—制定の基盤をたづねる—』(新生社、昭和三三年七月)未見

杉本つとむ、岩井憲幸「明和板『倭楷正訛』解説並びに索引」(『近世中期文学の研究』所収、笠間書院、昭和四六年二月)などがある。

(15) 『同文通考』卷四凡例に、次のようにある。

借用トイフハ、我朝ノ俗、凡ソ文字ノ点画多キヲハ或ハ其文字ノ音、其文字ノ訓、相近キ字ノ点画少キヲ取テ、借用フルヲイフナリ。

誤用トイフハ、文字ノ形相似タルカユヘニ、誤リ写シテ、他ノ字ヲ用ヒ来レルヲイフナリ。

訛字(本文「譌字」)トイフハ、俗書ノ中アヤマリ用フルトコロ正字ニアラザルヲイフ。異朝ノ書ニ俗訛トイフモノコレナリ。但シ異朝ノ俗用フル所ノ訛字ハ、彼國ノ書ニ見ヘシ所ナレハ、今ココニ載セズ。

省字(本文「省文」)トイフハ、或ハ偏ヲ省キ点画ヲ減シテ、終ニ其正キヲ失ヘルヲイフ。異朝ノ書ニ俗省トイフモノナリ。コレモ異朝ノ書ニ見ヘシ所ヲハ、ココニ録サス。

(16) 『倭楷正訛』では、「倭俗の訛」として「省繁從簡」「運筆之便」「形容之好」その他を分類し、さらに、巻末に「省文」(細字之用)を付す。(凡例参照)

(17) 札は七十九例中四例(3、23、81、185歌)が一致せず、雁は二十八例中一例(58歌)だけが一致しない。

(18) 寛文版には、この他「遥、双、処、楽、国」など現行の新字体に通じる略体字がまま見られる。

山田忠雄『当用漢字の新字体—制定の基盤をたづねる—』(新生社、昭和三三年七月)未見
が合せて参照される。

(19) 注10に同じ。

(20) 前稿参照。